

# 居宅介護支援重要事項説明書

利用者に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

この重要事項説明書は、令和6年9月1日より施行します。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 かなでの杜
主たる事務所の所在地	286-0025 千葉県成田市東町156-6
代表者（職名・氏名）	代表取締役 桑野 博之
設立年月日	平成23年12月1日
電話番号	0476-37-5015

## 2. 利用事業所の概要

事業所の名称	かなでの杜成田	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒286-0025千葉県成田市東町156-6稲垣ビル101	
電話番号	0476-37-5015	
指定年月日・事業所番号	平成29年1月1日指定	1271601658
管理者の氏名	宮下 佳範	
通常の事業の実施地域	成田市	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画（ケアプラン）」に記載されている、各サービス事業所については、複数の事業所の提案を求める事ができます。また、当該ケアプランに位置付けたサービス事業所について、それを選定した理由を求める事も出来ます。

○前6月の間に作成された居宅サービス計画の総数の内訪問介護等（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）が位置付けられた割合を、利用者及び家族へ理解が得られる様説明します。

○介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法（モニタリングという）により、居宅介護サービス計画作成後において利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い記録し、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

ア. 1月に1回、利用者の居宅を訪問する事によって行う方法。

イ. 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。

① テレビ電話装置等を活用して面接を行う事について、文書により利用者の同意を得る事。

② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている事。

I. 利用者の状態が安定している事。

II. 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来る事。（家族のサポートがある場合も含む）

III. テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する事。

同意する       同意しない

○必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

○指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。

○利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。

○利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

## 5. 入院時や医療機関との連携について

○利用者が、医療機関等へ入院となった場合は、担当の介護支援専門員の事業所名や名前及び連絡先を当該医療機関へ提供していただきますようお願いいたします。

○利用者が、介護保険サービスでの医療系サービスの利用をご希望される場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等へ意見を求めます。この場合、意見を求めた医師に対し、ケアプランを交付します。

○訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達いたします。

## 6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
上記時間以外	24時間の連絡体制を確保。事務所の電話機は転送対応とする。

## 7. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1人	0人	4人
介護支援専門員	3人	0人	

## 8. 利用料

○指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし（当事業所は成田市に所在しているため地域加算分として1単位10.84円にて算定しています）、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出し、払い戻しを受けることができます。

### （1）居宅介護支援の利用料

【基本利用料】（1単位＝10.84円）

取扱要件			利用料 (1ヵ月あたり)	
居宅介護支援費 I i	〈取扱件数が45件未満〉		要介護度1 ・2	1,086単位
			要介護度3 ・4・5	1,411単位
居宅介護支援費 I ii	〈取扱件数が45件以上60件未満〉		要介護度1 ・2	544単位
			要介護度3 ・4・5	704単位
居宅介護支援費 I iii	〈取扱件数が60件以上〉		要介護度1 ・2	326単位
			要介護度3 ・4・5	422単位
居宅介護支援費 II i	指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	〈取扱件数が50件未満〉	要介護度1 ・2	1,086単位
居宅介護支援費 II ii		〈取扱件数が50件以上60件未満〉	要介護度3 ・4・5	1,411単位
			要介護度1 ・2	527単位
居宅介護支援費 II iii		〈取扱件数が60件以上〉	要介護度3 ・4・5	683単位
居宅介護支援費 II iii			要介護度1 ・2	316単位

			要介護度 3 ・ 4 ・ 5	410単位
--	--	--	-------------------	-------

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用単位に以下の単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算単位
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）		300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した日のうちに、医療機関へ必要な情報を提供した場合。入院日前に情報提供した場合及び営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。		250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に医療機関へ必要な情報を提供した場合。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。		200単位
退院・退所加算（ⅠⅠ）	病院若しくは診療所に入院していた者、又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者の退院又は退所に当たって、病院・施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用について調整を行った場合に、入院・入所期間中に1回を限度として加算する。	病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合。	450単位
退院・退所加算（ⅠⅡ）		病院等の職員からの情報収集を1回行っており、その方法がカンファレンスの場合。	600単位
退院・退所加算（ⅡⅠ）		病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合。	600単位
退院・退所加算（ⅡⅡ）		病院等の職員からの情報収集を2回行っており、その内1回以上がカンファレンスの場合。	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）		病院等の職員からの情報収集を3回以上行っており、その内1回以上がカンファレンスの場合。	900単位
通院時情報連携加算	利用者が病院または診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。		50単位

<p>緊急時等居宅 カンファレンス 加算</p>	<p>病院等の求めにより、医師や看護師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用調整を行った場合（1月に2回を限度）</p>	<p>200単位</p>
<p>特定事業所 加算（Ⅰ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を、概ね週に1回以上、定期的に開催する事。</li> <li>●24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保している事。</li> <li>●加算を算定する月の利用者の内、要介護3～5の者の割合が40%以上である事。</li> <li>●介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している事。</li> <li>●地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも対応できること。</li> <li>●家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加している事。</li> <li>●特定事業所集中減算が適用されていない事。</li> <li>●介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名（居宅介護支援Ⅱを算定している場合は50名）未満である事。</li> <li>●介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している事。</li> <li>●他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施している事。</li> <li>●必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事。 上記の要件を全て満たした場合。</li> </ul>	<p>519単位</p>
<p>特定事業所 加算（Ⅱ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。利用者</li> </ul>	<p>421単位</p>

	<p>に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を、概ね週に1回以上、定期的に開催する事。</li> <li>●24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保している事。</li> <li>●介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している事。</li> <li>●地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも対応できること。</li> <li>●家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加している事。</li> <li>●特定事業所集中減算が適用されていない事。</li> <li>●介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名（居宅介護支援IIを算定している場合は50名）未満である事。</li> <li>●介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している事。</li> <li>●他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施している事。</li> <li>●必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事。</li> </ul> <p>上記の要件を全て満たした場合。</p>	
<p>特定事業所 加算(Ⅲ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を、概ね週に1回以上、定期的に開催する事。</li> <li>●24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保している事。</li> <li>●介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している事。</li> <li>●地域包括支援センターから支援困難事例を紹介され</li> </ul>	<p>323単位</p>

	<p>た場合でも対応できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加している事。</li> <li>●特定事業所集中減算が適用されていない事。</li> <li>●介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名（居宅介護支援IIを算定している場合は50名）未満である事。</li> <li>●介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している事。</li> <li>●他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施している事。</li> <li>●必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事。</li> </ul> <p>上記の要件を全て満たした場合。</p>	
<p style="text-align: center;">特定事業所 加算(A)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●常勤専従の介護支援専門員を1名以上配置。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●介護支援専門員を常勤換算方法で1名以上配置している事（他の事業所との兼務可）利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。</li> <li>●利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的として会議を概ね週に1回以上、定期的に開催する事。</li> <li>●24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保している事。（他の同一の居宅介護支援事業所と連携で満たすの可）</li> <li>●介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している事。（他の同一の居宅介護支援事業所と連携で満たすの可）</li> <li>●地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも対応できること。</li> <li>●家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、</li> </ul>	<p style="text-align: center;">114単位</p>

	<p>研修等に参加している事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定事業所集中減算が適用されていない事。</li> <li>●介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名（居宅介護支援IIを算定している場合は50名）未満である事。</li> <li>●介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している事。（他の同一の居宅介護支援事業所と連携で満たすの可）</li> <li>●他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施している事。（他の居宅介護支援事業所と連携で満たすの可）</li> <li>●必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事。</li> </ul> <p>上記の要件を全て満たした場合</p>	
特定事業所医療介護連携加算	<p>特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定にかかる医療機関との連携を当該加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上行くとともに、前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合</p>	125単位
ターミナルケアマネジメント加算	<p>在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。</p>	400単位
特別地域居宅介護支援加算	<p>当事業所が特別地域に所在する場合</p>	上記基本利用料の15%
中山間地域等における小規模事業所加算	<p>当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合</p>	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、<u>通常の事業の実施地域外</u>に居住する利用者へサービス提供した場合</p>	上記基本利用料の5%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用単位から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	<p>指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合</p>	<p>上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）</p>
特定事業所集中減算	<p>居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中度が、</p>	200単位

	正当な理由なく80%を超える場合	
高齢者虐待防止措置未 実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。高齢者虐待防止のための指針を整備していない。高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない。高齢者虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合。	上記基本利用料の1%
業務継続計画未実施 減算 (令和7年4月よ り)	感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画を講じていない。介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施していない。定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて変更を行っていない場合。	上記基本利用料の1%
居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合。		上記基本利用料の95% に相当する単位数 で算定。

## (2) 支払い方法

上記の利用料は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）に、利用者が指定する下記の口座より引き落とします
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 千葉銀行 成田支店 普通口座 3978077
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日（休業日の場合は、直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

## 9. 事故発生時の対応

○指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村、地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 秘密の保持

○事業所の介護支援専門員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は利用者との契約終了後も継続します。また、担当介護支援専門員が退職した後もこの秘密保持義務は継続します。但し、あらかじめ文書を交付し、同意を得た上で範囲を限定して使用する事が出来ます。



#### 16. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 17. 身体的拘束等の適正化に関する事項

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。緊急やむを得ない場合とは以下のとおりとする。

2 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

3 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無い事。

4 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

#### 18. サービス利用にあたっての禁止事項

サービス利用にあたって以下の行為が見られ、改善が見込めない場合はサービスの利用をお断り、または担当介護支援専門員の変更を行う場合があります。

(1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

(2) ハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等）

(3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う事。または SNS 等に掲載する事。

#### 19. 緊急連絡先について

利用者の処遇に係る連絡調整については下記の通り行います。

##### 第1連絡者

\_\_\_\_\_ (続柄) (連絡先)

##### 第2連絡者

\_\_\_\_\_ (続柄) (連絡先)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住 所 千葉県成田市東町 156-6  
事業者 株式会社かなでの杜  
職・氏名 代表取締役 桑野 博之  
説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所  
氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所  
氏 名  
本人との続柄